

3、中野区自転車駐輪対策について

良好な道路環境を実現していくために、いかにして利用率が低い自転車駐輪場の稼働率を上げ、放置自転車を減少させるかが課題だ

今年7月作成の「中野区自転車利用総合計画」(改正版)によれば、地域によってその利用率に大きな差があることが分かりました。利用率が50%を下回る自転車駐輪場は中野坂上駅35.6%、鷺宮東41.5%、鍋横47.2%など7ヶ所もあります。

利用率が低い自転車駐輪場対策を質したところ、今後、駐輪場の整備と利用者への周知の工夫をさらに行っていくと答えました。

4、外国人の生活保護について

生活保護受給に関しては、その必要性に鑑み、今後も十分な検討を行いながら適切な支給を図っていただきたい

平成25年度決算の状況を分析した中野区の財政白書によれば、扶助費は前年度より2.5%増の301億円。その内、生活保護費は前年度より約3億3500万円増の約153億9400万円で、この内、おおよそ4分の1が区の一般財源から拠出されています。

一方、平成26年9月1日現在の住民基本台帳に登録されている外国人の人数は11,755名、全区民316,315名の約3.7%を占めています。私はこれだけの方が区内で生活されていると、生活に困窮する外国人もいると思ひ、その実態また生活保護の措置を行う法的根拠等を尋ねました。

区の答弁によれば、①平成26年4月末時点での外国人保護措置人員は244名で、平成25年度的生活保護費は4億4000万円。②生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じて、必要な保護を措置として行うことができる。③それは昭和29年5月8日付の厚生省社会局長通知によるもので、特別永住者に対しては「当分の間」必要な保護を行うとされたものである。④最高裁判所は今年7月の判例で、生活保護法はその適用の対象を「国民」と規定。外国人は行政措置による保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく受給権を有しないとの判断を示した。

いずれにしても、今後も適切な支給は欠かせませんが、区としても増大する扶助費についても十分対応していかなければならないことは言うまでもなく、今後の推移をさらに真剣に見つめていかなければなりません。

尚、質問の詳細に関しては私のWEBサイトをご覧ください。

佐野れいじオフィシャルWEBサイト

<http://www.sanoreiji.jp/>

